

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1094010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用(並立任用)を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。 	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
1094020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提としつつ、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。 	若手教員採用による学校活性化	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
1066010	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	<p>構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。 自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。</p> <p>案</p> <p>1. 措置の概要</p> <p>(1) 構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。</p> <p>(2) 自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。</p> <p>(3) 認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。</p> <p>(4) 当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。</p> <p>2. 運用など</p> <p>(1) みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。</p> <p>(2) 公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。</p>	<p>公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。</p> <p>特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。</p> <p>ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。</p> <p>このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にもみなし公務員規定が適用されるものとする。</p> <p>これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。</p> <p>なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。</p>	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省	
1008010	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	<p>戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができない」と考える。」との回答(地域再生:第1次提案)にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。</p> <p>今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為(公証)を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員 	大東市	大東市	大阪府	総務省 法務省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1018010	会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助する者の要件緩和	現行法では、会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助させるために置かれる「出納員その他会計職員」は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずると規定されているが、民間にも会計管理者の職務権限に係る会計事務を行わせることを可能とすべきである。	「三位一体の改革」以降、県財政は危機的状況に陥っており、今後大幅な財源不足が見込まれ、持続可能な県政運営のために、県庁のスリム化が必要となっている。 現在、平成17年12月に策定した県行政改革プランに沿って、10年以内に3,000人体制の組織とすることを目指し、組織・職員数のスリム化に取り組んでいるところである。 こうした中で、県民ニーズは多様化・複雑化してきており、少ない職員数でも県民サービスを低下させることなく実施できる体制を早期に構築する必要がある。そのためにもアウトソーシングは有効な手段の一つである。 会計分野の民間開放が認められれば、職員数のスリム化が図れるとともに、民間に新たな雇用の場を生み出すことができる。		高知県	高知県	総務省
1082020	公共サービス民間開放推進特区	特区の認定を受けた地方公共団体においては、地方自治法第153条第1項の特例として、条例により定めた公共事務に地方公務員法の適用を受ける補助職員以外の者を従事させることができるものとし、あわせて、その従事者に補助職員と同等の罰則規定を適用するなどにより責任を明確にして、効果的な公共サービス改革を推進する。	公共事務の民間開放推進は、国、地方を挙げての重要課題であるが、民間への包括委譲を不可とされる分野が多く、実効性のある開放が実現できない。市町村では、窓口サービス、徴税事務などの民間開放が壁に突き当たり、特定行政庁が担う建築確認制度では、従来の包括委譲の枠組みが変更され、行政、民間双方の負荷が増大して、円滑な建築確認事務が困難な状況にある。 このような民間開放の隘路は、公共サービス改革法等に定める「みなし公務員」であっても地方公務員法が適用されず、責任能力が不足していると見なされて、包括的な事務移譲が認められないことにある。つまり、地方公共団体への任用を前提とする地方公務員制度と公共事務の執行権限・責任とが一体不可分とされていることが、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっていると考えられる。 そこで、地方公共団体への帰属と公共事務の担い手とを切り分け、有効に公共事務の民間開放を進めていく道筋をつけたい。具体的には、地方自治法第153条第1項の特例として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関である職員以外」に委任または臨時に代理させられることとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び信用失墜行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様に適用するものとする。その際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化することによって、民間への包括的な事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。		草加市	埼玉県	総務省
1091010	市所有施設を管理するための人材派遣	自治体が出資している公益法人が派遣元となって、市所有施設を管理するための労働者を派遣をできるよう、規制を緩和してもらいたい。さらに、労働者派遣を行うにあたっては、クーリングオフ期間をなくしてほしい。	市所有の施設を効率よく管理するため、財団法人恵那市施設管理公社から市の施設に人材を派遣するシステムを構築したい。(給食センターなどの施設は、市の直営では非常にコストがかかり、完全に民間委託するには安定した供給ができなくなる恐れがあるため、公社からの人材派遣を切望している)そこで、上記の労働者派遣が可能となるよう、規制を緩和してほしい。 さらに、労働者派遣が可能となったとしても、労働者派遣における現行のクーリングオフ期間((3年受入れ後は、3ヶ月間の派遣を受入れない期間が必要)があるため、安定した行政サービスの提供が出来ないおそれがある。そこで、市出資の公益法人から市の施設に労働者を派遣する場合にあつては、このクーリングオフ期間をなくしてほしい。		恵那市	岐阜県	総務省 厚生労働省
1113010	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管(社会教育について)	地方自治法第180条の8(学校に関するものを除く) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号(学校に関するものを除く) 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、社会教育 文化財保護 社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。		千代田区	東京都	総務省 文部科学省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1082040	条件を付した年度開始前入札手続の解禁	年度開始前であっても、議会における予算の否決を停止条件に、入札などの契約準備行為を行えるようにし、競争入札制度実施の障害を取り除く。	<p>構造改革特区提案における総務省からの回答にもあるとおり、機会均等、公正性、競争性及び経済性を確保する観点から、国、地方を含め、公共調達契約方法は一般競争入札によることを原則としており、随意契約はその例外として位置付けられている。</p> <p>しかしながら、現実には、いまだ多くの随意契約が残る。その理由の一つが入札手続きの年度規制にあることから、これまでに草加市は、その規制改革を求めてきた。具体的には、契約の競争性、公正性の確保はもちろんのこと、契約事務や工期の集中などの弊害、更には年度事業であるのに入札のために債務負担行為を多用することで予算審議が形骸化する懸念も理由に挙げ、年度開始前に入札等契約準備行為を行えるようにすることによって随意契約を減らしていくという提案をしているが、認められていない。</p> <p>確かに、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日が始期とされ、予算の執行は年度開始前にはできないこと、入札の執行は、特別の理由による以外、落札者と契約を結ぶことを前提にしている。しかし、入札の執行は契約の準備行為であり、予算の成立を条件に入札を行えば、問題は回避できる。このことは、予算議決された契約案件であっても、予め公告することにより、入札、仮契約後に議会で契約締結議案が否決された場合は契約が成立せず、落札者は求償できないことから明白と考えられる。</p> <p>本提案については、これまでの本市提案への全国の自治体からの問い合わせも多く、規制改革が強く望まれている。今一度、実現に向けてご尽力をお願いしたい。</p>		草加市	埼玉県	総務省
1022020	地域ケア会議のチェック機関の整備	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場にし、市町村に対しても福祉における監査の権限を行使できるようにする。	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能がはたらいっていない機能の拡充を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議としていく。人材としては、委任という形をとり、コストを下げ、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。		個人	岡山県	総務省 厚生労働省
1057020	指定管理者制度における新規参入を妨げる障壁の除去を要望	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、事実上、新規参入を妨げている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主管省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導をお願いしたい。	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、事実上の新規参入を妨げる要件となっている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。事例を特記事項欄に記載する。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主管省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願いたい。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	総務省
1033010	地縁による団体による有償運行	「地縁による団体」は共同活動を行う上で旧来からの地域に根ざした単位であり、不動産保有に限られている「地縁による団体」の権利義務を拡大して、地域の生活に必要な有償運送を「地縁による団体」の権利義務に加える。また、一定の規模を有する(概ね昭和の大合併前の町村単位程度)「地縁による団体」が当該区域内及び当該地区内から最寄りの駅または路線バスなどバス停留所への運送を基本とした市町村運営有償運送と同等の自家用有償運送を可能とする。	<p>「地縁による団体」が交通空白地域における有償運送を行うことで、地域が主体となって公共交通不便地域の解消を図る。</p> <p>バス事業者が運行してきた路線バスが廃止された後、その対策として各戸で定額負担をして地域が主体となって無償送迎を行っている地区がある。自主的に必要な運行管理を行うことで現在まで事故等は無いが、運行を継続し続けるにあたっては利用者から運賃負担を願う必要がある。そのために、「地縁による団体」へ市町村有償運送と同等の許可を与える。</p> <p>・提案理由 民間事業者が運行する路線バスの廃止によって公共交通の便がなくなった地域への手立てとして、市は廃止代替バスの運行などを行っているが、従来どおりの運行形態であるため路線の維持には地域が自らの利用が必要であるとの意識高揚につながっておらず、利用者は減少の一途であることから現行の方式での路線維持は困難になっている。また、平成16年の合併前の町村単位で市が運行している有償運行についても同様であり、かつ、運行方式の差異は住民間の不公平感を募らせている。この解決を図るため、地域の相互扶助機能を活用した地域参画型の運行形態を構築したい。現在、地域が主体となって無償運行を実施している地域があり地域参画型の運行形態の1つとして市も支援している。しかし、利用者から運営経費を徴収できないことから将来に亘って運行を継続することが難しい。NPOにおいては過疎地有償運送が可能であるがNPOは生活のまとまりとしての地域を基礎としたものとは必ずしも方向性が一致しない。この解決方法として、旧来の生活のまとまりである町村(概ね昭和の大合併前の町村)を単位とした地縁による団体を設けている地域に対して、車両の所有と市町村有償運送に準じた有償運送を可能とする。</p> <p>・過去の提案における課題の解決方法等(案) 現在、地縁による団体は不動産の権利保有を目的としているが、この目的を広く財産の保有を目的とすることにより、財産として車両の保有管理を可能とする。また、運行管理等は道路運送法79条許可と同様の運行及び整備要件を課することで適切な運行管理が可能と考える。</p>		伊賀市	三重県	総務省 国土交通省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1049010	バイオディーゼル燃料使用に係わる地方税法の適用緩和と手続の簡素化	<p>本市では、環境保全を主眼として、公用車、公共交通機関(第3セクター北条鉄道)のバイオ系燃料による運行を目指している。</p> <p>地方税法第700条の6に定める事業者がバイオディーゼル燃料(BDF)を使用する際の、同法の「軽油引取り税のみならず課税(同法第700条の4)」の適用緩和を求める。</p> <p>及びBDFと軽油を併用することにより、結果として「軽油の製造(同法第700条の2の第2項、第700条の22の第1項第2号)」とみなされることに関し、同法の「製造等の承認を受ける義務等」の手続の簡素化について、措置(申請・報告の対象期間をその都度から6ヶ月あるいは1年間の一定期間とする、若しくは計画書の提出と報告による)を要望する。</p> <p>現行の法令とその運用手順の基では、上記2点についての対応が成されなければ、地球環境保全を意図する事業者が化石燃料をバイオ系燃料にシフトしようとしても、実現しえない。</p> <p>一部検討対象外</p>	<p>本市は、平成17年にバイオスタウン構想を策定し、環境に配慮した街づくりの実現を目標としている。市民の環境に対する意識の向上と啓発のため、地球環境保全のために、加西版循環型社会のモデル(加西版モデル[菜の花栽培(環境学習) 食用油 小中学校給食への利用(地産地消) 廃食用油の回収 BDFの精製 公用車・北条鉄道での燃料使用(公共交通機関の維持、市民の交通手段の確保) = 地球温暖化の防止に貢献])の早期実現を目指し、事業化を進めている。</p> <p>添付資料参照</p> <p>北条鉄道において運行する車両の燃料としてBDFを使用するにあたっては、地方税法の「軽油引取り税のみならず課税」の適用、地方税法の「製造等の承認を受ける義務等」の運用手順が障害 添付資料参照 となり、現行法令を遵守し、現行の運用手続をそのまま踏まえるとすれば、地方鉄道の経営上の財政的問題とも相まって、その使用が事実上不可能である。</p> <p>鉄道事業者ほか、地方税法第700条の6に定める事業者がBDFを使用できるよう措置を求める。</p> <p>なお、本市における同事業による地球温暖化防止上の効果として188トン-CO2/年の削減効果となる。本提案に基づく、規制緩和が実施されると、全国規模におけるBDF化事業が益々盛んになり、(現在4000KL・10,480トン-CO2)日本の国際公約6%削減にも貢献することが期待できる。</p> <p>一部検討対象外</p>		加西市	兵庫県	総務省
1073050	地方税徴収業務の民間開放(徴収関連業務)	<p>地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。</p>	<p>地方公共団体では、各種税および国民健康保険税(料)の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へが進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。</p> <p>このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。</p> <p>これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。</p>		(株)アイネス	東京都	総務省 法務省
2001010	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	<p>税目により異なるが、市町村税を例とすれば、</p> <p>地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条・国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。</p> <p>督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。</p> <p>民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。</p>	<p>地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。</p> <p>時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。</p> <p>ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。</p> <p>しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。</p> <p>罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。</p> <p>なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。</p>	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省 法務省	

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1023040	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売の要件緩和	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証券の発売を可能とする為、当せん金付証券法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証券の発売可能な地域の要件緩和を求める。	<p>地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、台風、地震、津波等の天災後の復興支援 若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付 地域産業振興用低利貸付 町並み保存 高齢者介護福祉(地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営) 子育て支援(共稼ぎ夫婦の為に託児サービス、情報誌作成) 環境保全、改善、自然との共生(不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進) 都会と地方の交流 生活支援等(コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等)</p> <p>提案理由: 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。</p> <p>代替措置: 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月10%減価する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード(エコシールを貼ったもの)の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじとは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。</p>	鞆の浦・サンライズプラン	個人	広島県	総務省 法務省
1056010	「自立型自治特区」について(地方財政法第5条の緩和)	実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の経費がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条の緩和を提案する。	<p>実施内容 建設事業以外の経費に地方債を充てるもの。 (事業例1)小中学校全教室における冷暖房機の設置(単年度の財政負担を軽減するためリース契約を締結する方向) (事業例2)情報分野のシステムの老朽化に伴う改修費用(委託料等)〔レガシー改革〕</p> <p>提案理由 本市では、従来より人員の削減やICTの活用による事務の効率化を図るとともに地方債の現在額の縮減など行財政改革に積極的に取り組んでいるところです。平成18年度決算では、経常収支比率は86.4%と高い比率となっておりますが、実質公債費比率は8.8%、起債制限比率は6.9%となるなど債務の縮減に努めてまいりました。 しかしながら、今後、保健・医療・福祉の増大により扶助費の増大、特に、保育児童の増大による保育園の待機児童の解消など行政需要は増大するとともに、都市基盤の維持更新に多額の財源が見込まれております。 たしかに、三位一体の改革により自主財源は増加しておりますが、その増加を超える行政需要が生じているのが現状です。 このような背景から、地方債の活用は、地方公共団体にとって非常に有効な財源と言えます。そこで、実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の経費がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条を緩和していただきたく構造改革特区の提案をさせていただくものです。</p>	市川市	千葉県	総務省	
1002020	未成年者投票	我が国のあらゆる選挙投票日において、満10歳以上19歳以下の未成年に、投票を実施させる。但し、その数字は、公表されるのみで、選挙結果には反映しない。	若者の政治離れがいわれて久しい。そこで、小学5年生になったら、投票を実施させる。これにより、実際の選挙を体験させ、政治に関心をもちさせる。又、彼等の親も当然、選挙へ行くことになり、投票率は上がる。さらに、政治家は、子供にもみられている、という事を意識せざるをえず、その行動がより進歩する。	個人	三重県	総務省	
1002030	政治資金銀行の創設	政治にかかる費用を国民が自由に寄付し、政治家はその用途理由を明確にし、引き出す事が出来る。	国政から、都道府県各自治体まで、政治家個人の口座、各政党の口座を作成。国民は自ら、寄付をする事が出来る。但し、寄付の際には、氏名、あるいは会社名を記入しなければ、ならない。また、引き出す政治家あるいは政党は、その用途理由を明らかにしなければならない。政治家が、その使命を終えた時には、その口座は、国庫金、あるいは、各都道府県自治体の基金となる。又、初めて選挙に出ようとする者について、政治資金銀行は、その選挙費用において貸付を実施できる。この制度により、貧困者でもその志の熱く正しい者については、審査の上、立候補が可能となる。	個人	三重県	総務省	

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1013010	選挙時における期日前投票期間を投票期間とし宣誓書を廃止する	1 「期日前投票期間」を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とする 2 期日前投票時の宣誓書を廃止する	当市は、期日前投票の投票率が埼玉県内において第1位の市です。これは、期日前投票の投票所を市内に2箇所設けるなど有権者が投票しやすい環境を整備しているためだと思われます。国ではこれまでに不在者投票の制度を改め、投票した段階で確定される期日前投票制度を設けて、有権者がより投票しやすい環境を整備してきたものと考えますが、期日前投票期間を「期日前」ではなく、正式な「投票期間」とすることにより、投票の呼びかけがよりしやすくなり、有権者も気軽に投票所に足を運べるようになり、更なる投票率のアップが期待されるのではないかと考えます。 また、期日前投票期間を正式な投票期間とすることにより、宣誓書を廃止することができ、投票者の投票時のわずらわしさを解消することができます。 そのため、当市では、投票日当日・投票所投票主義の例外措置として、公職選挙法第31条～第34条の2及び第48条の2によらず「期日前投票期間」を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とすることを提案するとともに、公職選挙法施行令第49条の8による期日前投票時の宣誓書の廃止を併せて提案します。		北本市	埼玉県	総務省
1064010	公職選挙法第151条の5の改正	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し、特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方の時代と言われる昨今、今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は、地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても、政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。このためにも、広く多くの有権者に対し、自らの掲げる政見公約を訴える手段として、特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。		三次市	広島県	総務省
1064020	公職選挙法第9条第2項の改正	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考えます。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支えあい協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。		三次市	広島県	総務省
1064030	公職選挙法第9条の改正	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては、本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。 また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自考のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。		三次市	広島県	総務省
1073010	選挙における投票方法の規制緩和	公職選挙法第46条、46条の2に定められている、投票の際の候補者氏名の自書又はの記号を自書して投票箱に入れる方法について、規制緩和措置を講じられたい。	当該規制を緩和することにより、マークシートでの投票や、インターネットを介したWeb画面からの投票が可能になる。 そのように投票方法を変更することで、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、開票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。 特に、インターネットを介した投票を実現させることで、下記の恩恵を受けられると考えられる。 ・投票または開票時の人的コスト削減。 ・投票率の向上。		(株)アイネス	東京都	総務省
1073020	選挙事務における投票関連業務に関する規制改革	投票関連業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	国政選挙の投票は、現在自書式であるため、投票関連業務に多くの時間とコストがかかっている。 これを規制改革と官民競争させることにより、コストの削減・住民サービスの向上・投票率のUPが期待できる。		(株)アイネス	東京都	総務省
1073030	選挙運動時の文書図画の頒布・掲示に関するホームページの活用について	公職選挙法第142条、143条、144条において、国や地方自治体の指定されたサーバ箇所に、ポスターやビラと同等レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	現在の選挙制度では、候補者を判断する際に街頭演説や演説集会所に行ったり、政見放送を聴く等の限られた手段や時間のみでしか情報を得られないため、忙しい有権者がどの候補者に投票するかを決める材料が得られにくい。 これを国や地方自治体の指定されたサーバ箇所に、ポスターやビラと同等レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を行う事によって、有権者が候補者を決定する情報を得られやすくなる等の住民サービスの向上効果が期待できる。		(株)アイネス	東京都	総務省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1073040	地方公共団体の選挙管理委員会の事務局業務に関して官民競争入札等の実施	選挙管理委員会事務局の業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	選挙管理委員会の事務局は、公正な選挙を行うため各自治体ごとに独立した機関として設置されているが、年にあっても数回程度の選挙のために、貴重な職員を常駐させることは効率が悪い。具体的には、公職選挙法に定める各種選挙の執行管理 選挙人名簿の調製に関すること 有権者に対する啓発 等を民間に委託することは可能であると考えられる。これを官民競争させることにより、サービスの向上(選挙執行方法や啓発の見直し)とコスト削減(事務局の人件費等)が期待できる。		(株)アイネス	東京都	総務省
1082060	永住外国籍市民に地方参政権を付与	永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の者で外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者	草加市では、市民協働によるまちづくりを進めており、永住外国籍市民についても地域社会のメンバーとしての責務を果たしていただいている。住民としての登録を行い、納税している永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えており、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することとしたい。草加市の市議会においても「定住外国人の地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書」を全会一致で可決するなど、永住外国籍市民に地方参政権を付与することについては、十分な市民のコンセンサスが得られている。 本特区案については、過去5度にわたり提案させていただいているが、「国会において議員立法により審議されているところ」で、「わが国の制度の根幹に関わる問題でもあり、国会の各党、各会派において十分に議論がなされる必要がある」との回答に終始しており、本提案を「特区」として取り上げることの意義等については、何ら見解も示されないまま推移している。 本特区案は、国の制度として全国的な実施を求めているものではなく、地域を限定した「特区」であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。		草加市	埼玉県	総務省
1026010	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験的に実施する。 (提案理由) 1. 行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは著しく低いと言える。 2. 行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 3. 他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に帰する。		個人	京都府	総務省
1048010	士業の規制緩和と再構築	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関与出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。		個人	京都府	総務省 法務省
1068010	特定小電力無線・小電力データ通信の出力規制緩和	大樹町多目的航空公園周辺において、無免許で使用可能な特定小電力無線の出力制限を1ヶ月間程度の極短期間に限って緩和する。	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。 経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。 地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町営多目的航空公園を設置、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。 現状の問題点：航空公園での小型無人機の実験領域の多くは5km～10km未満である。現在の小電力無線では安定した通信はできないが、市販の無線LANや無線モデムを改造することで通信距離を伸ばし安定した通信が可能になるが、許可されない。無線免許取得には長期間と高額な通信機器が必要で、実験に制約が出ている。 これまでに発生した問題の例：無人実験機との大容量通信ができないため、実験に大きな制約。	大樹航空特区	大樹町	北海道	総務省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1068020	大樹特定実験局の創設	特定実験局制度の拡充の一つとして大樹特定実験局を創設、5年あるいは更新により更に長い期間同じ電波が使えるようにし、航空公園で通信機器を使用する複数のユーザーが利用可能な公共的な電波資源として大樹町が管理する。具体的な申請手順は現在の特定実験局制度と同等とし、同時に町へも申請する。航空公園のスケジュール管理＝電波の利用スケジュール管理は大樹町が行っていることから、利用者が町に対して電波の利用申請を行うことになっても、その負担は増えない。	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る。 経済的・社会的効果：規制緩和により、当該地区における飛行試験が活発化し、試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで、試験支援関連産業、隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他、航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる。さらには、我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し、航空機産業の基幹産業化にも貢献する。 地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で、飛行試験に適しており、航空宇宙開発の拠点とすべく、平成7年に町営多目的航空公園を設置、運用を開始した。平成9年には航空宇宙技術研究所(現宇宙航空研究開発機構)と協定を締結し、同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している。現在では、他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ、飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている。 現状の問題点：最近では、無人機の飛行実験やロケット打上げなどの利用が増えている。この実験では通信リンクが必須で、各ユーザーの責任で実験局を取得して用いている。しかし新規に周波数割当を得るのは困難で長期間を要している。 これまでに発生した問題の例：通常の通信とは別に非常系が必要な場合、適当な電波がなく、複雑な安全ロジックを作ったり、特定小電力無線を使わざるを得ず実験領域を狭めるといった問題がある。	大樹航空特区	大樹町	北海道	総務省
1082010	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、その下限値を60デシベルにし、走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動を行えるようにする。	緊急自動車については、現場若しくは搬送先に安全、迅速に到着できるよう、道路交通法において、様々な適用除外規定がある一方、緊急走行を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないとされている。このサイレン音は、告示で定める基準に適合するものを備えなければならないとされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以下となっている。 しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早朝、深夜のことも多く、また草加市においては、出動先が一般住宅地であることが多い。住宅街での走行条件は、交通量の多い幹線道路での走行条件とは異なり、特に深夜の暗騒音は住宅街と幹線道路では格段な違いがある。90デシベル以上120デシベル以下と幅があるとはいえ、90デシベルの音量は騒々しい工場のレベルであり、120デシベルに至っては、飛行機のエンジン付近の音量と同等とされている。安全な走行の確保としても、深夜の閑静な住宅街などでは交通量少なく、警告灯も併用していることを考えると90デシベルは必要ないものと思われ、逆に必要以上のサイレン音は付近の住民に不安感などを与えかねないものとなってしまふ。 そこで、緊急車両のサイレン音について、国が定める音量の下限値を60デシベルとし、地方の独自の基準により音量を可変設定できるものとしたい。この措置によって、地域の実情、走行時の状況に対応した安全走行の履行とともに、付近の住民にも配慮した走行が可能となり、緊急活動への理解の増進にもつながると考えられる。	草加市	埼玉県	警察庁 総務省 国土交通省	
1085030	独立行政法人(国立大学法人)による余裕金の運用方法の拡大	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法第47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実を図るものである。本件については、前回は提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	国立大学法人と連携した地域経済の活性化	(株)三井物産戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1016010	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限(同法第8条)を受けることなく、円滑な契約行為ができるようにする。	<p>越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」で、「北部の流通業務地区」として位置付けられるとともに、同年12月に「越谷流通業務地区」(地域地区)及び「越谷流通業務団地」(都市施設)として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和59年1月に供用を開始し、昭和62年度に処分が完了している。</p> <p>当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本県では公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例により、都市計画施設内における100㎡以上の土地有償譲渡から土地所有者に届出義務が生じるため、当該地内についても、これまでその取扱いをしてきたところである。</p> <p>しかし、公共用地の先行取得を主たる目的としている同法の趣旨に鑑みると、既に事業が完了している当該団地の区域内にあっては、仮に届出がなされたとしても、一般的に公共用地を先行取得する可能性はないと思われる。</p> <p>従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、適用を除外することを求めることとする。</p> <p>提案理由: 当該団地では、公共用地を先行取得する可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取引を妨げ、譲渡制限すべきではなく、併せて、民間の土地取引に弾力性を持たせるとい意味でも有益なものになると考えられることなどから、上記の適用除外について提案するものである。</p>		越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省